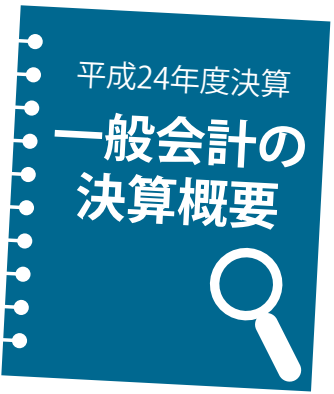


# 決算



9月に行われた第3回町議会定例会で、平成24年度一般会計、各特別会計および企業会計の決算が認定されました。今月の特集では、年度始めに立てられた予算に対し、1年間でどれくらいのお金がどのように使われたのかをお知らせします。また、6・7ページでは、平成24年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します。

引額は3億3391万円となりました。

一般会計の決算状況は、次頁の円グラフに示すとおりです。

歳入が57億2857万円（前年対比1・1%減）、歳出が54億2259万円（前年対比0・02%減）で、歳入歳出差引額は3億598万円。平成25年度に繰越して行う事業があり、その財源が7314万円となつてい

ますので、実質収支額は2億3284万円となりました。

入は、その財源の性格から、『自主財源』と『依存財源』に分けられます。

次頁の円グラフでみると、東神楽町の自主財源は歳入全体の39・9%、依存財源は60・1%の割合となっております。自主財源が多ければ多いほど、その自治体が進める行政サービスの自主性と安定性を確保できるとい

われていますが、私たちの町の最も大きな財源は依存財源である地方交付税で、自主財源は歳

入全体の約40%です。

一方、歳出総額は54億2259万円です、その歳出の内訳を見てみると、総務関係・税務に関する経費などにあたる総務費が18億7794万円と最も多く、続いて町民の福祉充実を目的とした民生費に10億3229万円、借入金の返済としての公債費が6億6647万円と続いています。

全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんの要望に対応できるだけの弾力性が必要です。5ページにある

財政指標の推移を見ても、現在の町の財政構造では、この弾力性が低いことを示しています。東神楽町を取り巻く台所事情は

年々厳しさを増していますが、今後も限りある財源を有効に活用しながら、町民の皆さんにとつて満足のいくサービスを提供できるよう効果的な財政運営に努めていきます。

**町** では、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをもとに、住みよいまちづくりを進めています。

決算は、町に入ってきたお金（歳入）と、町が使ったお金（歳出）を分かりやすくまとめたものです。まちづくりを進めるうえで、どのような事業にどれくらいのお金が使われたのか、決算を見ると明らかになります。

平成24年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が61億8285万円、歳出が58億4894万円、差

表で見る

## 一般会計（歳入・歳出）の推移 町税収入の状況

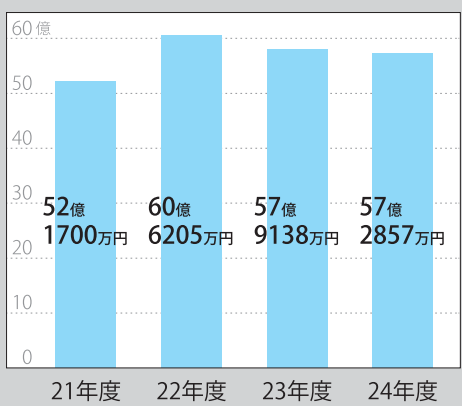
### 町税収入の状況

町税等は、町が直接収入し、自主的に使うことができる貴重な財源です。

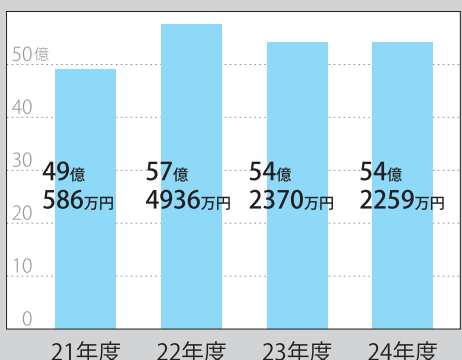
平成24年度の決算額は次のとおりです。

税目	24年度決算額	23年度決算額	増減額	24年度徴収率
町民税	4億4694万円	4億2628万円	2066万円	95.5%
固定資産税	4億7539万円	5億1408万円	▲3869万円	94.7%
軽自動車税	1817万円	1752万円	65万円	97.5%
町たばこ税	6342万円	6067万円	275万円	100.0%
入湯税	1905万円	2137万円	▲232万円	100.0%
都市計画税	5719万円	6016万円	▲297万円	92.3%
合計	10億8016万円	11億8万円	▲1992万円	

一般会計の歳入の推移（H21～24）



一般会計の歳出の推移（H21～24）

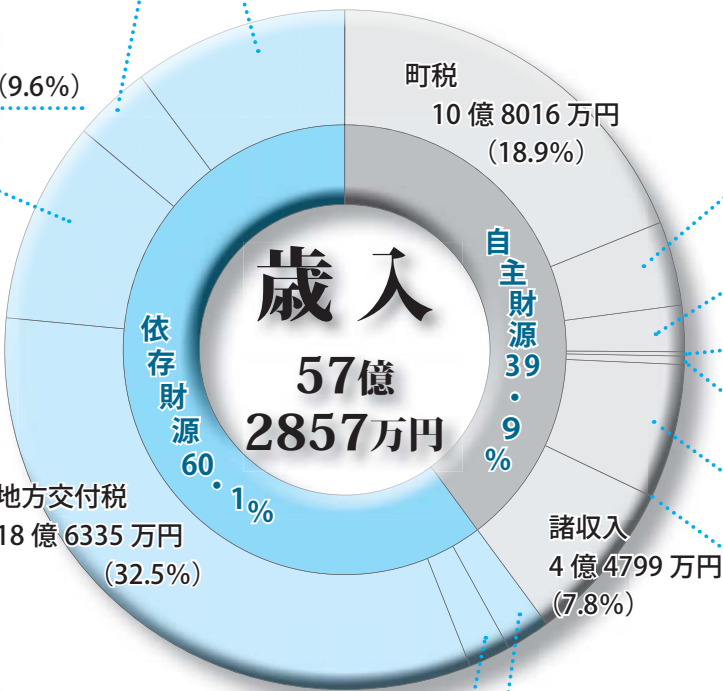


# グラフで見る 歳入・歳出の状況

町債 5億8364万円 (10.2%)

道支出金 2億1205万円 (3.7%)

国庫支出金 5億5142万円 (9.6%)



地方譲与税 1億1198万円 (2.0%)

各種交付金 1億2694万円 (2.1%)

※内訳は下記のとおりです

各種交付金内訳 (内は構成比)	利子割交付金	237万円 (0.0%)
	配当割交付金	102万円 (0.0%)
	株式等譲渡所得割交付金	28万円 (0.0%)
	地方消費税交付金	8329万円 (1.5%)
	ゴルフ場利用税交付金	733万円 (0.1%)
	自動車取得税交付金	1971万円 (0.3%)
	地方特例交付金	1160万円 (0.2%)
	交通安全対策特別交付金	134万円 (0.0%)

分担金および負担金 2億2674万円 (4.0%)

使用料および手数料 1億2534万円 (2.2%)

財産収入 898万円 (0.2%)

繰入金 2017万円 (0.4%)

繰越金 3億6769万円 (6.4%)

寄附金 212万円 (0.0%)

ふるさと納税 (4名:11万9千円)、農業振興対策に対する指定寄附 (1社:100万円)、一般寄附 (1名:100万円) をいただきました。いただいた寄附につきましては東神楽町のために有意義に使わせていただきます。誠にありがとうございました。

商工費 5250万円 (1.0%)

諸支出金 1億3259万円 (2.4%)

議会費 5160万円 (1.0%)

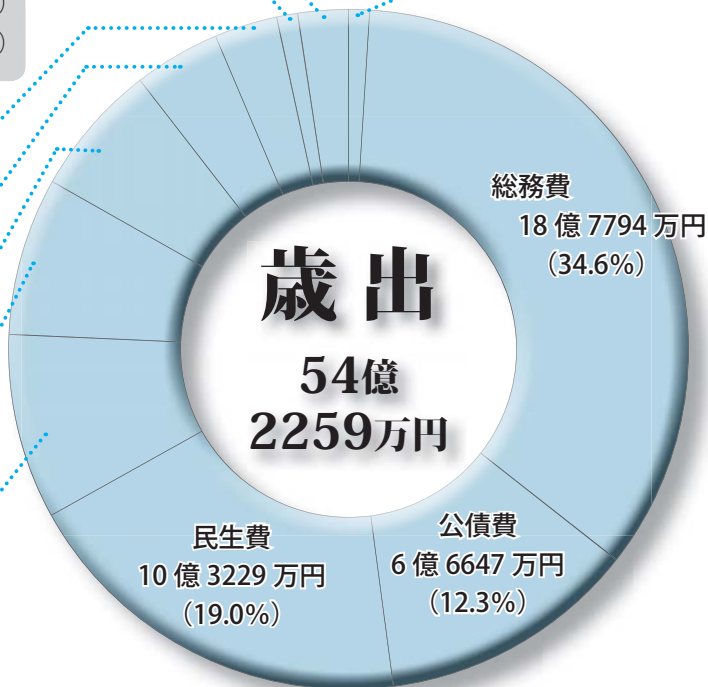
消防費 1億6122万円 (3.0%)

農林業費 2億1924万円 (4.1%)

衛生費 3億4394万円 (6.3%)

教育費 4億746万円 (7.5%)

土木費 4億7734万円 (8.8%)





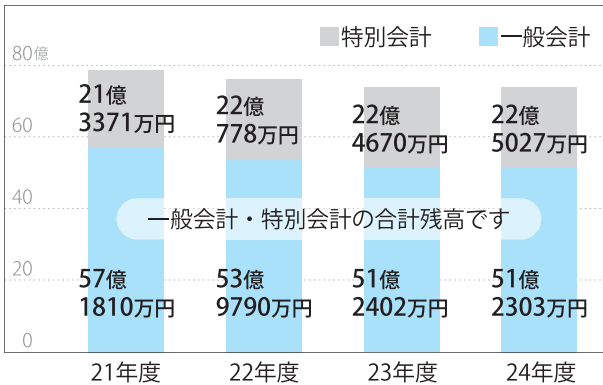


## 地方債の借入額と元利償還額の状況

	借入額	元利償還額 【( )内は利子分】
21年度	4億2733万円	10億8952万円 (1億7738万円)
22年度	6億 908万円	10億1235万円 (1億5724万円)
23年度	6億1742万円	9億9702万円 (1億4453万円)
24年度	7億2114万円	8億5037万円 (1億3182万円)



## 地方債残高の状況



## 基金の状況

平成23年度末	現在高	13億795万円
平成24年度	増額	1億6399万円
	減額	1951万円
平成24年度末	現在高	14億5243万円

基金とは、将来直面する多様な財政課題等に対応するため、毎年積み立てられているものです。平成24年度末の現在高は、1億4448万円増加し14億5243万円となりました。

## 平成24年度 特別会計決算状況

特別会計	歳入	歳出
① 国民健康保険特別会計	75万円	66万円
② 国民健康保険診療施設特別会計	1億8333万円	1億6269万円
③ 公共下水道特別会計	2億7020万円	2億6300万円
合計	4億5428万円	4億2635万円

## 平成24年度 企業会計決算状況

企業会計	収入	支出	差引	一般会計からの補助額	
④ 水道事業会計	収益	1億3223万円	1億3776万円	▲553万円	7798万円
	資本	1億5399万円	1億8078万円	▲2679万円	

④ 水道事業会計  
私たちが安心して使用できる水を供給するために設置されている会計です。これらの会計は、基本的に使用料などを主要な財源として事業を運営していますが、公益性や事業収支の実情から、一般会計からの繰入金によって収支の均衡を図っています。

③ 公共下水道特別会計  
日常生活に欠かせない公共下水道の整備や汚水処理のために設置されている会計です。

② 国民健康保険診療施設特別会計  
町立国保診療所を運営するための会計です。

① 国民健康保険特別会計  
大雪地区広域連合発足以前の東神楽町国民健康保険税を管理するための会計です。

**特** 別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。  
東神楽町には、次の4つの特別会計があります（平成24年度の決算額は表のとおり）。

## 平成24年度決算 地方債（借入金）の 残高状況など

公共事業を推進するために借り入れた地方債の平成24年度末残高は、一般会計が51億2303万円、特別会計が22億5027万円、合計73億7330万円となっており、前年度末より258万円増加しています。  
地方債の借入額と元利償還額の推移および地方債の残高の状況は次の表のとおりです。



## POINT!

### どうして借金をするの？ ≫≫世代間の公平性

- 例えば、学校や体育館など多額の経費を要する施設を建設する場合、建設年度内の一般財源では賄いきれないという現実もありますが、今後何十年にもわたり多くの住民が利用するであろう施設の建設経費を一部の住民だけが負担するのは不公平となってしまいます。将来にわたってその施設を利用する住民が借金である地方債を返済するという形で少しずつ負担することで世代間の公平が保たれるのです。

## 平成24年度決算 特別会計の 決算概要

# 平成24年度決算 まちの財政状況を お伝えします

## 東神楽町の主要財政指標

	21年度	22年度	23年度	24年度
① 財政力指数	0.379	0.366	0.362	0.357
② 経常収支比率	80.9	77.7	80.3	84.2
③ 公債費負担比率	20.1	17.1	17.4	14.7
④ 実質公債費比率	17.4	14.7	12.3	10.9

### 自

自治体の財政状況をさまざまな角度から分析し、その健全性を判断する目安になるものに財政指標があります。ここでは、①財政力指数、②経常収支比率、③公債費負担比率、④実質公債費比率の4つの指標の数値から、現在の東神楽町の財政状況を見てみましょう。

#### ① 財政力指数

まちの財政力を示す指標で、標準的な行政活動に必要な経費を自らの収入（税金など）で賄うことができる割合を示しています。この数値が「1」に近いまたは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。財政力指数の数値が「1」を下回る自治体には、国から地方交付税が交付され、「1」を超える場合には、必要な財源を自力で調達できると判断されるため、地方交付税の不交付団体となります。

東神楽町の平成24年度の財政力指数は0.357。前年度より0.005減少しています。

#### ② 経常収支比率

まちの財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度決まって支払う義務的経費（人件費や公債費、公共施設の維持管理費など）が一般財源（使途が制限されていない収入）のうちどの程度の比率を占めているかで判断します。

この比率が低いほど、臨時的な経費や独自の政策のためにお金を使うことができ、臨時的な財政需要に対応できる余力があります。

とされています。町村では70%程度が望ましく、75%を超えると財政の硬化化が進んでいるとされています。

東神楽町の経常収支比率は84.2%で前年度から3.9%増加しています。

#### ③ 公債費負担比率

4ページでお知らせした地方債（町の借入金）の返済額が、一般財源のうちどれくらいを割合を占めているかを表すものです。この数値が小さい方が財政への負担が少なく、一般的に15%を超えると財政硬化化の警戒ライン、20%以上になると危険ラインとされています。

東神楽町の公債費負担比率は14.7%。前年度より2.7%の減少となっています。

#### ④ 実質公債費比率

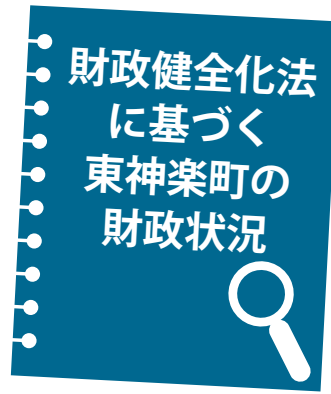
実質公債費比率は、一般会計の地方債の返済額に、公営企業会計（公共下水道、水道事業）や一部事務組合（大雪消防組合、大雪清掃組合など）の地方債返済のために支出する一般会計からの繰出金や負担金を加えた返済額が、一般財源のうちどの程度の比率を占めているかを示す

ものです。この比率が低いほど健全な財政運営が行われていると判断され、18%を超えると新たな地方債の発行にあたり国や道の許可が必要となり、25%以上で発行が制限されます。

東神楽町では、人口の増加に伴い、快適で住みやすい生活環境づくりや公共施設の整備など、さまざまなインフラ整備を行い、その財源の一部として地方債を活用してきました。このため平成18年度には、実質公債費比率が23%とピークを迎えましたが、平成18年に策定した『公債費負担適正化計画』に基づき将来負担の健全化に向けた取り組みを行い、平成24年度には10.9%と年々減少しています。



これらの指標は、町の財政状況をj知る『目安』の一つです。町では今後も限りある財源を最大限に有効活用し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて努力を続けていきます。



**地** 方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下『財政健全化法』という)が平成19年6月に成立・公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、住民に対して公表することを義務付けています。

**比率の算定となる東神楽町の会計区分**

比率の算定区分 会計区分	一般会計	特別会計		一部事務組合、 広域連合 (※3)	地方三公社、 第三セクター等 (※4)
		公営企業会計			
		公営事業 (※1)	公営企業 (※2)		
① 実質赤字比率	○				
② 連結実質赤字比率	○	○	○		
③ 実質公債費比率	○	○	○	○	
④ 将来負担比率	○	○	○	○	○
⑤ 資金不足比率			○		

右記の指標のうち、①～④のいずれか1つでも早期健全化基準を超えた場合は、『早期健全化計画』となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められるものとす。

さらに、①～③の指標のうち、いずれか1つでも財政再生基準を超えると『財政再生計画』となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、地方債の起債制限を受けるなど、国等の関与による確実な再生が求められます。

また、⑤の比率が経営健全

**早期健全化・再生に関する指標** (単位：%)

区 分	平成24年度 決算数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③ 実質公債費比率	10.9	25.0	35.0
④ 将来負担比率	47.6	350.0	

**公営企業の経営健全化に関する指標** (単位：%)

区 分	平成24年度 決算数値	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率		
水道事業会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0

化基準を超えると、当該公営企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営の健全化が求められます。

【上表の会計区分詳細】

※1 国民健康保険特別会計  
 事業勘定、国民健康保険特別会計診療施設勘定

※2 公共下水道特別会計、水道事業会計

※3 大雪清掃組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪地区広域連合など

※4 東神楽町土地開発公社、(株)東神楽新都市開発公社

**1 実質赤字比率  $イ \div ア = -$  (※赤字額なし)**

実質赤字比率とは、一般会計について、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模(町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと)で割ったものです。

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません(実質黒字比率7.40%)。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模 (ア) 31億4232万円

**一般会計の実質収支額**

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1)-(2)-(3)
一般会計	57億2857万円	54億2259万円	7314万円	(イ) 2億3284万円



**2 連結実質赤字比率 [イ+ウ+エ+オ] ÷ ア = - (※赤字額なし)**

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったものです。すべての会計において実質赤字および資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません（連結実質黒字比率 12.44%）。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模	(ア) 31億4232万円
一般会計の実質収支額	(イ) 2億3284万円

**一般会計以外の特別会計（公営企業会計除く）**

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源 (3)	実質収支額 (4) (1) - (2) - (3)
国民健康保険特別会計事業勘定	75万円	66万円	0円	9万円
国民健康保険特別会計診療施設勘定	1億8333万円	1億6269万円	0円	2064万円
合計	1億8408万円	1億6335万円	0円	(ウ) 2073万円

**公営企業会計に係る特別会計**

会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	算入地方債 (3)	解消可能資金不足額 (4)	資金不足額・剰余額 (5) (1) - (2) + (3) + (4)
公共下水道特別会計	2億7020万円	2億6300万円	0円	0円	(エ) 720万円

会計名	流動資産 (1)	流動負債 (2)	算入地方債 (3)	解消可能資金不足額 (4)	資金不足額・剰余額 (5) (1) - (2) + (3) + (4)
水道事業会計	2億4066万円	1億1049万円	0円	0円	(オ) 1億3017万円

**3 実質公債費比率 [A + B - C - D] ÷ [ア - C] = 10.9%**

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので、3か年の平均値です（単年度比率：H22 12.1%、H23 10.1%、H24 10.4%）。東神楽町の実質公債費比率は、5ページにあるように、年々減少に転じています。

区 分	平成24年度決算額
地方債元利償還金	(A) 6億6613万円
準元利償還金	(B) 1億4744万円
基準財政需要額に算入された公債費および準公債費	(C) 4億3687万円
公債費償還に係る特定財源	(D) 9316万円
標準財政規模	(ア) 31億4232万円

**4 将来負担比率 [E - F] ÷ [ア - G] = 47.6%**

将来負担比率とは、将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額（将来負担額）を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったものです。この数値が大きいほど、将来見込まれる負担が大きいことを示しています。

区 分	平成24年度決算額
将来負担額	(E) 81億7630万円
充当可能財源等	(F) 68億8589万円
標準財政規模	(ア) 31億4232万円
算入公債費等の額	(G) 4億3687万円

**5 資金不足比率 H ÷ I = - (※資金不足額なし)**

資金不足比率とは、一般会計の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のことです。公営企業ごとに算出することが義務付けられており、東神楽町では、公共下水道特別会計、水道事業会計の2つが該当します。いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません（資金剰余比率…公共下水道 4.73%、水道事業 166.69%）。このため『-』で記載しています。

区 分	平成24年度決算額 (公共下水道特別会計)	平成24年度決算額 (水道事業会計)
資金不足額・剰余額	(H) 720万円	(H) 1億3017万円
事業の規模	(I) 1億5194万円	(I) 7809万円